

平成15年10月21日

## 裁判官の人事評価制度の整備に関する検討状況について

最高裁判所事務総局

### 第1 司法制度改革審議会意見の概要（資料5参照）

裁判官の人事評価について，評価権者及び評価基準を明確化・透明化し，評価のための判断資料を充実・明確化し，評価内容の本人開示と本人に不服がある場合の適切な手続を設けるなど，可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すべきである。

#### 制度の整備に当たって留意すべき事項として掲げられているもの

- ・ 最終的な評価は，最高裁判所の裁判官会議によりなされることを前提として，第一次的な評価権者を明確化すべきである。
- ・ 評価基準については，例えば，事件処理能力，法律知識，指導能力，倫理性，柔軟性など，具体的かつ客観的な評価項目を明確に定めるとともに，これを公表すべきである。
- ・ 評価に当たっては，例えば自己評価書を作成させるなど，本人の意向を汲み取る適切な方法，更に，裁判所内部のみではなく裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法を検討すべきである。
- ・ 評価の内容及び理由等については，評価対象者本人の請求に応じ，評価対象者本人に対して開示すべきである。
- ・ 評価内容等に関して評価対象者本人に不服がある場合について，適切な手続を設けるべきである。

## 第2 司法制度改革推進計画・司法制度改革推進計画要綱（資料6参照）

### 1 司法制度改革推進計画（政府）

裁判官の人事評価について、可能な限りその透明性・客観性を確保するための仕組みを整備することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

（本部）

### 2 司法制度改革推進計画要綱（最高裁判所）

裁判官の人事評価について、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備することとし、平成15年末を目途に所要の措置を講ずる。

#### 最高裁判所における検討の基本的スタンス

##### (1) 審議会意見に沿った検討の方向性

- ・ 裁判官の独立性に対する国民の信頼感を高めるとの観点から、審議会意見にのっとり、裁判官の人事評価制度を整備することを検討。

##### (2) 推進計画に沿った検討方法

- ・ 裁判官の人事評価制度の整備については、政府の推進計画では第一次的な検討を最高裁判所に委ね、最高裁判所も推進計画要綱を定めて検討。
- ・ 最高裁判所は、案件の重要性にかんがみ、評価の対象となる裁判官の意見を十分に聴取するとともに、広く各界の意見を聴取することが適切と考え、「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」を設置し、その調査、検討結果の報告を受け、また、一般規則制定諮問委員会に対して諮問。
- ・ 最高裁判所は、一般規則制定諮問委員会の審議の状況についても適宜法曹制度検討会で説明しつつ、検討を進める予定。

### 第3 最高裁判所における検討状況

#### 1 裁判官の人事評価の在り方に関する研究会の報告

- ・ 平成13年，裁判所外部の有識者5名と裁判官2名からなる「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」が事務総局に設置され，20回にわたり，人事評価の在り方全般について多角的に調査，検討がなされ，平成14年7月，報告書を提出。

#### 2 裁判官からの意見聴取

- ・ 裁判官の人事評価の在り方について，平成13年9月から10月にかけて，8つの高等裁判所単位で意見交換会を開催し，本年1月から2月にかけても，同様に意見交換会を開催。さらに，その前提として，全国の各裁判所で意見交換。このような機会を通じて，裁判官の人事評価の在り方について，評価の対象となる裁判官から広く意見を聴取。

#### 3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議

- ・ 新たに発足した下級裁判所裁判官指名諮問委員会において，本年7月，裁判官の指名の基準の在り方という観点から協議。
- ・ 裁判官の人事評価は，裁判官の再任の適否を判断する際の重要な資料となることから，指名諮問委員会はいわばそのユーザーとしての立場。今後も，人事評価の運用面については，指名諮問委員会と密接に連携を図りながら，実証的，継続的に検討（本年10月の同委員会での方針を確認）。

#### 4 一般規則制定諮問委員会への諮問

- ・ 最高裁判所は，本年9月，一般規則制定諮問委員会に対し，裁判官の人事評価に関する規則の制定について諮問（資料2）。
- ・ 一般規則制定諮問委員会は，10月3日に第1回会議を開催。次回11月

4日開催予定。

#### 第4 一般規則制定諮問委員会の第1回会議における審議の状況

##### 1 審議の経過

- ・ 研究会報告書，これに対する各方面からの意見，評価の対象となる裁判官の意見等を踏まえて事務総局で作成した「裁判官の人事評価に関する規則要綱（案）」（資料3）の他，人事評価制度の実施に当たり必要となる細目的事項も記載して制度の全体像を示した「裁判官の人事評価の概要（案）」（資料4）に基づいて審議。
- ・ 人事評価の実施，評価権者，評価の基準等（評価項目，評価情報の把握，書面の提出と面談），人事評価の結果の開示，不服がある場合の手続等の各項目について一通り協議。

##### 2 審議の結果

###### (1) 人事評価の実施（規則要綱（案）1）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。
- ・ なお，「人事評価の基準日，評価期間」については，特段の異論は出されなかった。

###### (2) 評価権者（規則要綱（案）2）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。

###### (3) 評価項目（規則要綱（案）3(1)）

- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。
- ・ 各評価項目について評価する際の視点については，異論はなかった。
- ・ 評価結果の表示の方法については，次回に検討を継続することになった。

###### (4) 評価情報の把握（規則要綱（案）3(2)）

- ・ 規則要綱（案）の記載内容自体についてはそのとおり取りまとめられた。

- ・ 裁判所外部からの情報の取扱いについては、次回に検討を継続することになった。
- (5) 書面の提出と面談（規則要綱（案）3(3)）
- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。
- (6) 人事評価の結果の開示（規則要綱（案）4）
- ・ 規則要綱（案）のとおり取りまとめられた。
  - ・ なお、「開示の申出の方法」、「開示の方法」については、特段の異論は出されなかった。
- (7) 不服がある場合の手続（規則要綱（案）5）
- ・ 次回に検討を継続することになった。
- (8) その他（規則要綱（案）6）
- ・ 次回に検討を継続することになった。

審議の詳細は最高裁判所一般規則制定諮問委員会議事概要参照